

令和 8 年度第 1 回花巻市立図書館協議会

日 時：令和 8 年 8 月 5 日（水） 午前 1 0 時

場 所：花巻市立花巻図書館 会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会長及び副会長の選出

4 議 題

（１）令和 7 年度花巻市立図書館事業実施状況等について 資料 1-1、資料 1-2

（２）令和 8 年度花巻市立図書館運営方針及び事業計画について 資料 2-1、資料 2-2

（３）その他

5 その他

6 閉 会

花巻市立図書館協議会委員

任期：令和8年7月1日～令和10年6月30日

No.	任命基準	氏 名	所属団体等	備 考
1	第1号委員 学校教育の関係者	すずき けいこ 鈴木 恵子	花巻市立笹間第一小学校 校長	
2		わたなべ こうじ 渡邊 康二	花巻市立宮野目中学校 校長	
3	第2号委員 社会教育の関係者	ほりあい のりこ 堀合 範子	花巻ユネスコ協会 事務局長	
4		おぐに けい ま 小國 奎馬	一般社団法人花巻青年会議所 理事長	新 任
5	第3号委員 家庭教育の向上に資 する活動を行う者	たかのはし ますこ 高野橋 加子	湯口小学校・湯口中学校読み聞かせボラ ンティア	
6		ささき ひろみ 佐々木 裕美	若葉小学校図書ボランティア	新 任
7		うちむら えつこ 内村 悦子	図書ボランティアグループ「たんぽぽの会」	
8		たかはし めぐみ 高橋 恵	読書ボランティアサークル 「おはなしバスケット」代表	新 任
9		くまがい めぐみ 熊谷 恵	図書ボランティアサークル「ちえの輪」 劇団よぐまんづ東和町 副代表	
10	第4号委員 識見を有する者	さかもと ち や 坂本 知彌	読み聞かせボランティア「もじもじクラブ」 元教育委員	
11	第5号委員 公募による者	すがわら はじめ 菅原 元	公 募	

○花巻市立図書館条例

平成18年 1 月 1 日条例第239号

改正

平成18年12月19日条例第317号

平成19年 9 月12日条例第20号

平成21年12月16日条例第35号

平成24年 3 月15日条例第10号

花巻市立図書館条例

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、
花巻市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
花巻市立花巻図書館	花巻市若葉町三丁目16番24号

2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
花巻市立大迫図書館	花巻市大迫町大迫第2地割51番地4
花巻市立石鳥谷図書館	花巻市石鳥谷町中寺林第7地割5番地1
花巻市立東和図書館	花巻市東和町安俵6区90番地

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、
これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 花巻市立石鳥谷図書館及び花巻市立東和図書館にあつては月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 資料整理日として1月を除く毎月1日。ただし、その日が前2号に掲げる日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、これらの日以外で当該月において1日に最も近い日
- (4) 12月28日から翌年1月3日まで

- (5) 蔵書整理点検期間（年1回15日以内。実施時期については、その都度館長が定める。）

（開館時間）

第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

名称	開館時間
花巻市立花巻図書館	午前9時から午後6時まで
花巻市立大迫図書館	午前9時から午後6時まで
花巻市立石鳥谷図書館	午前9時から午後6時まで
花巻市立東和図書館	午前9時から午後6時まで。ただし、視聴覚室及び談話室にあっては、午前9時から午後9時まで

（行為の禁止）

第5条 図書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 図書館、設備、図書等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。
- (3) 指定された場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。

2 館長は、前項の行為を行った者に対し、退去を命ずることができる。

（損害賠償）

第6条 図書館の利用者は、その利用により、図書館、設備、図書等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（協議会の設置等）

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に花巻市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 識見を有する者

(5) 公募による者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月19日条例第317号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月12日条例第20号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月16日条例第35号)

この条例は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(図書館協議会委員に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の花巻市立図書館条例第7条の規定により任命されている花巻市立図書館協議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の花巻市立図書館条例第7条の規定により任命された花巻市立図書館協議会の委員とみなす。

○花巻市立図書館協議会規則

平成18年1月1日教育委員会規則第42号

花巻市立図書館協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、花巻市立図書館条例（平成18年花巻市条例第239号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、花巻市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議会は、図書館の運営に関し、条例第2条に定める各図書館長の諮問に応じるとともに、図書館の奉仕につき館長に対して意見を述べる機関とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、花巻市立花巻図書館内に置く。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

第5条 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

第6条 会長は、協議会を代表し、協議会を招集してその会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定例会)

第8条 協議会の定例会は、年3回とする。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

図 書 館 法

昭和 25 年 4 月 30 日 法律第 118 号

最終改正 平成 23 年 12 月 14 日 法律第 122 号

(図書館協議会)

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。